Report 01

環境省

微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制整備のための廃棄物処理法施行規則等の一部改正について

微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を構築し、その適正処理を促進するため、廃棄物処理法施行規則の一部改正等（省令2件、告示5件）が平成21年11月10日に行われました。

施行規則等の改正の背景

PCB廃棄物のうち、PCBが使用された高圧トランス等については、日本環境安全事業㈱〈JESCO〉による処理が進められています。一方、PCBを使用していないとする電気機器等に、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成14年7月に判明しました。その数は、使用中および使用済みを合わせ、電気機器（トランスおよびコンデンサー。但し、柱状トランスを除く）が約120万台、OFケーブル(注)が約1,400kmに上ると推計されています。（表参照）

このような微量PCB汚染廃電気機器等は、JESCOでの処理対象となっておらず、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められています。

(注)Oil Filled Cable(油入りケーブル)を指す。

施行規則等の改正の内容

1. PCB特別措置法に係る告示改正（1件）

■PCB廃棄物処理基本計画の変更（告示第72号）

微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制の構築およびPCB汚染物等の速やかな処理の促進に関する事項を定めた。

2. 廃棄物処理法に係る規則・告示の策定または改正（5件）

❶無害化処理に係る告示の策定または改正（4件）

廃棄物処理法に定められている無害化処理認定制度の適用対象は、現在、石綿廃棄物にのみであるが、この制度を微量PCB汚染廃電気機器等にも適用するため、以下の告示の策定、改正を行う。

■無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物および産業廃棄物の改正（告示第68号）

■微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を新たに策定（告示第69号）

■特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の改正（告示第70号）

■石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の改正（告示第71号）

❷PCB廃棄物の焼却施設の維持管理の技術上の基準に関する施行規則改正（1件）

PCB廃棄物の焼却施設の維持管理の技術上の基準として、排ガスおよび放流水中のPCB量の測定に関する規定ならびにこれらの規定に対応する記録の閲覧や記録する事項を追加した。

■廃棄物処理法施行規則第12条の7、12条の7の3の改正

3. 独立行政法人環境保全再生機構法に関する省令の改正（1件）

独立行政法人環境保全再生機構法第10条第1項第5号に基づき、環境保全再生機構が処理に関する助成を行うことができる対象物に、中小企業者等が保管するPCB汚染物等を追加するなどの措置を行った。

■独立行政法人環境保全再生機構法に関する省令第21条の改正

表 PCB廃棄物の種類ごとの比較

	PCB特措法施行前から認識されていたPCB廃棄物			PCB特措法施行後に明らかになったPCB廃棄物
	トランス･コンデンサ等	安定器･汚泥等のPCB汚染物等	微量PCB混入電気機器	
概要	PCBを使用した電気機器又はPCBに汚染されたもの（PCB使用機器は昭和47年に製造を中止）		絶縁油の再生処理過程でPCBが混入したもの	非意図的にPCBが混入した電気機器、新油使用柱上トランス、OFケーブル
PCB濃度	トランス: 60%（600,000ppm）　コンデンサ: 100%（1,000,000ppm） PCB汚染物: 含有するPCB量による		数10ppm（PCB使用トランス等の数万分の1）	
推定PCB量	約2万トン	数百トン	再生油使用柱上トランス: 約3.1トン	電気機器: 約3トン 新油使用柱上トランス: 約0.1トン OFケーブル: 約20kg
処分量の見込み	約34万台	安定器: 約6百万個 感圧複写紙: 約7百トン ウエス: 約2百トン 汚泥: 約2万トン	再生油使用柱上トランス: 約381万台（推定汚染台数: 約291万台）	トランス等:　約120万台 新油使用柱上トランス:　約40万台 OFケーブル: 約1,400km
判別方法	機器の銘板記載内容や製造年等により判別		●PCBが混入しているか判別するためには測定が必要 ●再生油使用柱上トランスについては、機器ごとの測定は行わず、全て処理する計画	
処理方法	脱塩素化分解 等	溶融分解 等	脱塩素化分解 等	
処理体制	日本環境安全事業株式会社による処理		電力会社による自社処理	

（出典：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会 資料）